

募集要項補足説明

【 P 3 】

2 申請資格等 (1) 申請資格 について

「ア 神奈川県内に主たる事務所を有していること。」とは、本店、又は支店等でその事務所の代表者が契約当事者となれる事務所で、本業務に関する様々な事項を判断できる権限を有する事務所をいいます。

主たる事務所は、基本的には本店を指しますが、支店等でも、契約等の締結の権限を有しており、指定管理業務が始まったあとも、県民からのクレームなど、指定管理業務に関する事項を支店等の段階で処理できることが必要です。

また、そういった権限を有する支店等は、申請期限(6月12日)までに設置されている必要があります。

申請資格の認否にあたっては、県内の事務所について主たる事務所としての実態を確認させていただく場合があります。